

令和3年3月24日

保護者様

埼玉県立鴻巣女子高等学校長 永田 祐子

緊急事態宣言解除後の本校の対応について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に対して、多大なる御支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、国は令和3年3月21日をもって埼玉県を含む首都圏の緊急事態宣言を解除しました。

これに伴い、埼玉県教育委員会からの「緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について」の通知等を踏まえ、下記のとおり、対応しますのでお知らせします。

引き続き、感染症対策に十分御留意くださいますよう、御理解御協力をお願いします。

なお、今後の対応については、新たな通知等が届き次第、本校ホームページ及び連絡メールで御連絡いたします。

記

1 学校運営の基本方針について

引き続き、感染防止対策を徹底しながら、教育活動を実施します。

なお、時差通学・短縮授業については、令和3年3月24日（水）をもって終了します。また、令和3年度始業式（4/8）は、通常の時間割（8時40分登校）で実施する予定です。

2 登校時間について

令和3年4月8日（木）からは、以下の通常の日課表を用います。

校時等	時間	校時等	時間
朝読書	8:40～8:50	第4限	12:00～12:50
S HR	8:50～9:00	昼休み	12:50～13:35
第1限	9:00～9:50	第5限	13:35～14:25
第2限	10:00～10:50	第6限	14:35～15:25
第3限	11:00～11:50	清掃等	15:25～

3 部活動について

段階的に活動を再開します。活動する日数や時間、条件等については、「緊急事態宣言解除後の県立学校の部活動の取扱いについて」を厳守するものとします。

【活動日数及び1日当たりの活動時間】

	平日	週休日	校外活動	泊を伴う活動
3月22日(月) ～3月28日(日)	4日以内 120分以内	どちらか1日 120分以内	原則県内のみ	原則行わない
3月29日以降	県方針及び各学校の方針に基づく活動			原則行わない

※活動条件の詳細は「緊急事態宣言解除後の県立学校の部活動の取扱いについて」（本校HP掲載）をご参照願います。

4 家庭へのお願いについて

以下の内容について、御息女への御指導など御協力をお願いします。

- (1) 規則正しい生活習慣及び検温等毎日の健康観察の徹底
- (2) 発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと
- (3) 基本的感染防止対策の徹底（3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用）
- (4) 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- (5) 生徒のみの会食等の自粛

5 その他

- (1) 検温等毎日の健康観察の実施を引き続きお願いします。
- (2) 万が一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合や濃厚接触者に該当すると保健所等から連絡があった際には、学校（夜間・休日は夜間緊急連絡先）へ御連絡ください。
- (3) 今後の状況の変化に伴い対応が変わる可能性がありますので、定期的なHPの確認及び連絡メールへの登録をお願いします。

<担当>

教頭 坂下

TEL 048-541-0669